

運天港拡張工事すすむ

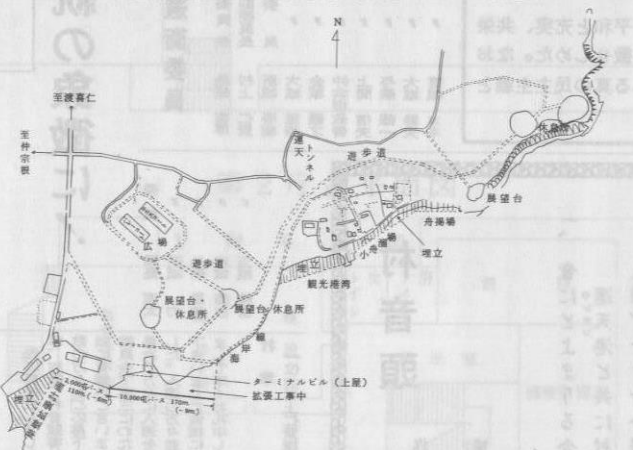
総工費11億6千万円 昭和49年3月に完成

!! 松田村長総合的港湾開発計画を推進!!

拡張工事が進む運天港。年内には170mのバースが完成する



運天港長期計画平面図 1 / 5000



北部の表玄関に

一万トン級も接岸可能

運天港は、沖津本島北部本... 東部より南側にかけて... 東部村、名護に続き、西は... 更に北部には伊平屋島、伊... 名護市が、

現在、運天港は昭和50年の... 取送貨物は、九七年で移入... 船隻は、四七隻、九三六ト... 完成するまでに着々と進め... 水路と泊留域の中員三〇...

完成している。... 又それと同時に港周辺の新... 駐屯地、野球場、港入口... 近への燈台の設置、第二... 大島を経て島田へ、沖津... 港へと航路を開き、

運天港のあゆみ

運天港は、水元元(二二六... 昭和五十八年(一九八三)... 昭和五十七年(一九八二)... 昭和五十六年(一九八一)... 昭和五十五年(一九八〇)... 昭和五十四年(一九七九)... 昭和五十二年(一九七七)... 昭和五十一年(一九七六)... 昭和五十年(一九七五)... 昭和四十九年(一九七四)... 昭和四十八年(一九七三)... 昭和四十七年(一九七二)... 昭和四十六年(一九七一年)... 昭和四十五年(一九七〇)... 昭和四十四年(一九六九年)... 昭和四十三年(一九六八年)... 昭和四十二年(一九六七年)... 昭和四十一年(一九六六年)... 昭和四十年(一九六五年)... 昭和三十九年(一九六四年)... 昭和三十八年(一九六三年)... 昭和三十七年(一九六二年)... 昭和三十六年(一九六一年)... 昭和三十五年(一九六〇年)... 昭和三十四年(一九五九年)... 昭和三十三年(一九五八年)... 昭和三十二年(一九五七年)... 昭和三十一年(一九五六年)... 昭和三十年(一九五五年)... 昭和二十九年(一九五四年)... 昭和二十八年(一九五三年)... 昭和二十七年(一九五二年)... 昭和二十六年(一九五一年)... 昭和二十五年(一九五〇年)... 昭和二十四年(一九四九年)... 昭和二十三年(一九四八年)... 昭和二十二年(一九四七年)... 昭和二十一年(一九四六年)... 昭和二十年(一九四五年)... 昭和十九年(一九四四年)... 昭和十八年(一九四三年)... 昭和十七年(一九四二年)... 昭和十六年(一九四一年)... 昭和十五年(一九四〇年)... 昭和十四年(一九三九年)... 昭和十三年(一九三八年)... 昭和十二年(一九三七年)... 昭和十一年(一九三六年)... 昭和十年(一九三五年)... 昭和九年(一九三四年)... 昭和八年(一九三三年)... 昭和七年(一九三二年)... 昭和六年(一九三一年)... 昭和五年(一九三〇年)... 昭和四年(一九二九年)... 昭和三年(一九二八年)... 昭和二年(一九二七年)... 昭和元年(一九二六年)...

校舎建設に簡保資金

昭和四十七年四月、小中併置... 分庫独立した兼次小学校は、不... 簡保資金とは全国の郵便局で取... 扱っている簡保保険の加入者が...

事業費の内容

費目	金額
兼次小工事請負費	26,343 千円
今帰仁小 "	9,549
設計管理委託料	2,250
計	38,142

財源内訳

費目	金額
国庫支出金	26,512 千円
起債	2,000
一般財源	9,630
計	38,142

職費されるもので、沖津は昭和... 四十七年五月十五日の復讐の日... から実施され公共施設整備に役... 立っており。

福祉年金大中引上げ

昭和四十八年一〇月分から

福祉年金が改正になりました。給される年金です。

(昭和四十八年一〇月分から) この福祉年金の額を一回の改正

◎福祉年金は国民年金に加入して今年十一月一日から表一のと

たれども、加入期間が短かくなると大幅引上げされました。

◎新たに老令期間保険料を納めた人には特別給付金が支給

めると老令、障害、死亡とされます。

いた事態にわたるや、昭和これは明治三十九年四月二日以後

四十年に国民年金が支給された人が対象となり、この人が

出陣、すてこうらうが状態になった人が対象となり、この人が

つてた人に老令期間保険料を支納七十才に達するまでの間月給

四十年に支給され、七十才にな

ると老令福祉年金と同額になり

ます。これは四十九年一月分から

支給され、その五月期からの

支払になります。

本村会員三二一名も参加

北部老人クラブ連合会のスポーツ大会に

スポーツで身体を鍛え社会生活

者の運動力に二と、北部

老人クラブ連合会(根本善幸会

所)主催の老人スポーツ大会が

十一月八日、午前九時三十分か

ら本郷市野郎ランドで行なわ

れた。

北部十四ヶ支部の若年若約

三千人余、同婦人会、応援の家

族など約千余が参加、各団

にオールドボーイを指揮した

今堀仁村支部の選手及び会員三

二名が参加し、各種目に熱演

する。

老人スポーツ大会のハイライト

である四百米リレーは、唯一の

各支部対抗のため、選手、応援

部も、エキサイト、今堀仁村支

部は、Aブロック、他のサテ

ムとスタートラインに並ぶ、第

一走者は、上運天の上間カズ

さん。七才。明治の女子青年

は、まきき、きりりと輝いて、目

は、らんらん、顔面少女蒼白で

シクナルを誇り、勇退一発、ア

シクナルと同時会場は、わん

ばかりの拍手、早い早い、驚き

の雷鳴、第二走者は、酒川善

雄、玉城、六才。それひたり

抜け、もう一人、兼井政厚、

玉城、七才。うん、バントナ

ヲ子見事、サ、サ、直位に出

たろ、後一歩引きはなかり

五歩引きはなかり、六歩保盛

光、瀬川、七五。もう一本夫

ゆうくり行ろ、暑熱第一

今堀、六五才。チーム番の若

い機会、すず舞を振るひ、誇ろ

なり、寒ささきびしい季節を

おとす、くれくれもお花をお

一見事だ。

表-1

	改正前	改正後
老令福祉年金	39,600円(月額3,300円)	60,000円(月額5,000円)
障害福祉年金	60,000円(月額5,000円)	90,000円(月額7,500円)
母子福祉年金	51,600円(月額4,300円)	78,000円(月額6,500円)
	子が2人以上のときは 2人目から1人につき 4,800円加算	子が2人以上のときは 2人目から1人につき 4,800円加算(昭和49年 1月からそのうち1人に ついては、9,600円加算)
準母子福祉年金	母子福祉年金に準ずる	母子福祉年金に準ずる

表-2 昭和48年度の所得制限の限度額

扶養親族等の数	扶養親族等の数					
	0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人の所得	給与収入 (円) 668,000	(円) 780,000	(円) 956,000	(円) 1,130,000	(円) 1,288,000	(円) 1,442,000
老令福祉年金	限度額 (円) 430,000	520,000	666,000	808,000	940,000	1,080,000
障害福祉年金	給与収入 (円) 5,880,000	(円) 7,736,000	(円) 9,892,000	(円) 12,048,000	(円) 14,204,000	(円) 16,360,000
母子福祉年金	限度額 (円) 1,204,700	1,344,700	1,484,700	1,624,700	1,764,700	1,904,700
準母子福祉年金	給与収入 (円) 5,240,000	(円) 6,440,000	(円) 8,080,000	(円) 9,720,000	(円) 11,360,000	(円) 13,000,000
配偶者の所得	限度額 (円) 4,710,000	4,910,000	5,090,000	5,190,000	5,330,000	5,470,000



国民健康保険税の計算のしかた

計算のしかた

「保険税の納人は、被保険者になつて自らから保険料は、被保険者になつてその月のかゝるべき額を納めなければなりません。被保険者になるというものは、役場の窓口で被保険の届書をしてその資格を得た時をいふのであります。その住所所在地に在りしめたる、あるいは現行医療保険の適用を受けなくなった時

を法律上国民健康保険の資格取得得らうとして、すなわち届が送られることになり、税金を納めることになり、(一世帯主)にまけて課税される。年間の保険料が決定し、課税額は市町村が決定した課税個人式の区分により被保険者個人個人について算定した所得割額、資産割額、均等割額、被保険者均等割額

世帯別均等割額の合計を年税額とし(最高八万円を限度として)納税義務者である世帯主にまけて課税することになります。

保険料の計算

所得割額

総所得金額-基礎控除額(16万円)×所得割税率=①

資産割額

固定資産税額(土地家屋分)×資産割税率=②

均等割額

世帯内の被保険者数×1人当均等割額=③

平等割額

国保該当世帯-一世帯当りの額(2,006円)=④

一年間の保険税

①+②+③+④=年税額

保険料計算の実例

世帯の状態(仮定)

所得割(年収50万円)-16万円)×0.0354=12,036

資産割(固定資産税額(5620))×0.5262=2,957

均等割額(被保険者数(4人))×1,106=4,424

平等割=2,006

◎年税額 21,423

昭和47年度国民健康保険事業状況

昭和47年度(昭和47年10月1日から昭和48年3月30日まで)の国民健康保険業のありさまは字別に表の通りになっています。被保険者とは国民健康保険に加入している人のことです。保険者は今堀仁村、総医療費というのは被保険者が医者にかかたり、歯の

治療したり、薬剤の処方してもらったり等保険のきく費用の全額になっています。一部負担金は被保険者が直接医者に支払う金額。他法負担額は老人医療費、精神衛生法、結核予防法等負担の合計になっています。

字 別	被保険者数(3月末現在)	保 險 税			療 養 に 要 し た 費 用 ・ 区 分			
		調 定 額	納 付 額	納 付 率	総 医 療 費	一 部 (自 己) 負 担 金	保 険 者 負 担 額	他 法 負 担 額
今堀	228	231,881	231,461	99.82%	1,170,640	321,192	813,007	36,441
親兼	500	477,978	473,118	99.8%	1,721,548	466,464	1,199,142	55,942
兼諸	284	296,422	288,802	97.42%	1,051,266	285,379	733,672	32,215
与那	301	374,612	372,292	99.38%	952,174	265,652	657,816	28,706
尼	318	466,759	466,759	100%	1,574,422	422,326	1,101,362	50,734
崎	184	232,724	232,724	100%	811,750	223,525	564,489	23,736
崎	253	309,737	309,737	100%	1,165,360	319,608	809,498	36,254
平	287	336,246	329,576	98.02%	916,092	254,827	633,836	27,429
越	159	188,735	188,735	100%	500,460	140,138	344,606	15,716
謝	282	368,880	368,880	100%	837,250	231,175	581,437	24,638
宗	768	1,021,026	966,836	94.69%	4,104,369	1,080,233	2,883,948	140,188
玉	300	310,026	306,636	98.91%	1,308,120	352,436	914,377	41,307
我	241	340,725	340,725	100%	688,362	196,508	472,487	19,367
湧	852	870,186	860,836	98.93%	2,805,766	751,729	1,960,713	93,324
天	551	657,899	602,729	91.61%	1,412,930	383,879	984,034	45,017
理	94	113,874	113,874	100%	91,200	25,360	63,612	2,228
喜	378	442,368	442,368	100%	1,411,880	383,564	983,335	44,981
連	295	337,891	337,891	100%	1,722,480	466,744	1,199,761	55,975
上	288	351,388	351,388	100%	2,681,550	724,465	1,867,158	89,927
古	555	536,432	519,752	96.89%	1,305,324	351,597	913,453	40,274
合 計	7,118	8,265,789	8,105,119	98.06%	28,232,943	7,646,801	19,681,743	904,399

